

【経済産業省事業】事業復活支援金が支給されます

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた支援金が支給されます。

●対象者

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者

●給付額

・法人：最大250万円 ・個人事業主：最大50万円

※年間売上高や売上高減少率、売上減少額によって異なります

●申請方法

事業復活支援金事務局のホームページから電子申請
（インターネットを利用した申請）

●申請期間

2022年1月31日（月）～2022年5月31日（火）

●その他

この支援金は、以前の月次支援金と異なり、国の緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域でなくても、地域・業種を問わず支給されます。

※問い合わせ

事業復活支援金事務局 0120-789-140

午前8時30分～午後7時（土日、祝日を含む全日対応）

【問い合わせ】 商工政策課 電話 23-2983（直通）